

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第六十六条の規定に基づき、鉄骨造の柱脚の構造の基準を次のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

鉄骨造の柱脚の構造を定める件

鉄骨造の柱脚は、次の各号のいずれかに定める構造方法によらなければならない。ただし、特別の調査又は研究により安全上支障がないことが確かめられた場合はこの限りでない。

一 露出形式柱脚にあつては、次に適合するものであること。

イ アンカーボルトが、当該柱の中心に対して均等になるように配置されていること。ただし、令第八十二条各号に定める構造計算を行った場合はこの限りでない。

ロ 柱の最下端の断面積に対するアンカーボルトの全断面積の割合が二十パーセント以上であること。ただし、令第八十二条各号に定める構造計算を行った場合はこの限りでない。

八 アンカーボルトの基礎に対する定着長さがアンカーボルトの径の二十倍以上であり、かつ、その先端をかぎ状に折り曲げるか又は定着金物を設けたものであること。ただし、アンカーボルトの付着力を考慮してアンカーボルトの抜け出し及びコンクリートのコーン状の破壊が生じないことが確かめられた場合はこの限りでない。

二 アンカーボルトには座金を用い、ナットの部分を溶接し又はナットを二重に使用するその他これらと同等以上の効力を有する戻り止めを施したものであること。

ホ 鉄骨柱のベースプレートの厚さがアンカーボルトの径の一・三倍以上としたものであること。ただし、令第八十二条各号に定める構造計算を行った場合はこの限りでない。

へ アンカーボルトの孔径は当該アンカーボルトの径に五ミリメートルを加えた数値以下とし、かつ、

次の表に掲げる最小縁端距離をその径に応じて当該下欄の数値以上の数値としたものであること。

アンカーボルトの径 d 単位 ミリメートル)	最小縁端距離(単位 ミリメートル)	
	せん断縁、手動ガス切断縁の場合	圧延縁、自動ガス切断縁、のこ引き縁、機械仕上げ縁の場合

一〇以下		一八	一六
一〇を超え一二以下		二二	一八
一二を超え一六以下		二八	二二
一六を超え二〇以下		三四	二六
二〇を超え二二以下		三八	二八
二二を超え二四以下		四四	三二
二四を超え二七以下		四九	三六
二七を超え三〇以下		五四	四〇
三〇以上	$\frac{9d}{5}$		$\frac{4d}{3}$

二 根巻き形式柱脚にあつては、次に適合するものであること。

イ 根巻き部分（鉄骨の柱の脚部において鉄筋コンクリートで覆われた部分をいう。以下同じ。）の高さは、柱幅（張り間方向及びけた行方向の柱の見付け幅のうち大きい方をいう。第三号イにおいて同

じ。) の二・五倍以上であること。

ロ 根巻き部分の鉄筋コンクリートの主筋（以下「立ち上がり主筋」という。）は四本以上とし、その頂部をかぎ状に折り曲げたものであること。

ハ 立ち上がり主筋の定着長さは、定着位置と鉄筋の種類に応じて次の表に掲げる数値を鉄筋の径に乗じて得た数値以上の数値であること。ただし、付着力を考慮しこれと同等以上の定着効果を有することが確かめられた場合にあつてはこの限りでない。

基礎	根巻き部分	定着位置	
		異形鉄筋	鉄筋の種類
四〇	二五	丸鋼	三五
五〇			

ホ 根巻き部分に令第七十七条第二号及び第三号に規定する帯筋を配置したものであること。

三 埋込み形式柱脚にあつては、次に適合するものであること。

イ コンクリートへの柱の埋め込み深さが柱幅の二倍以上であること。

口 側柱又は隅柱の柱脚にあつては、U形補強筋その他これに類するものにより補強されていること。

八 埋め込み部分の鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが鉄骨の柱幅以上であること。ただし、令

第八十二条各号に定める計算を行つた場合はこの限りでない。